

# 事務処理フロー図

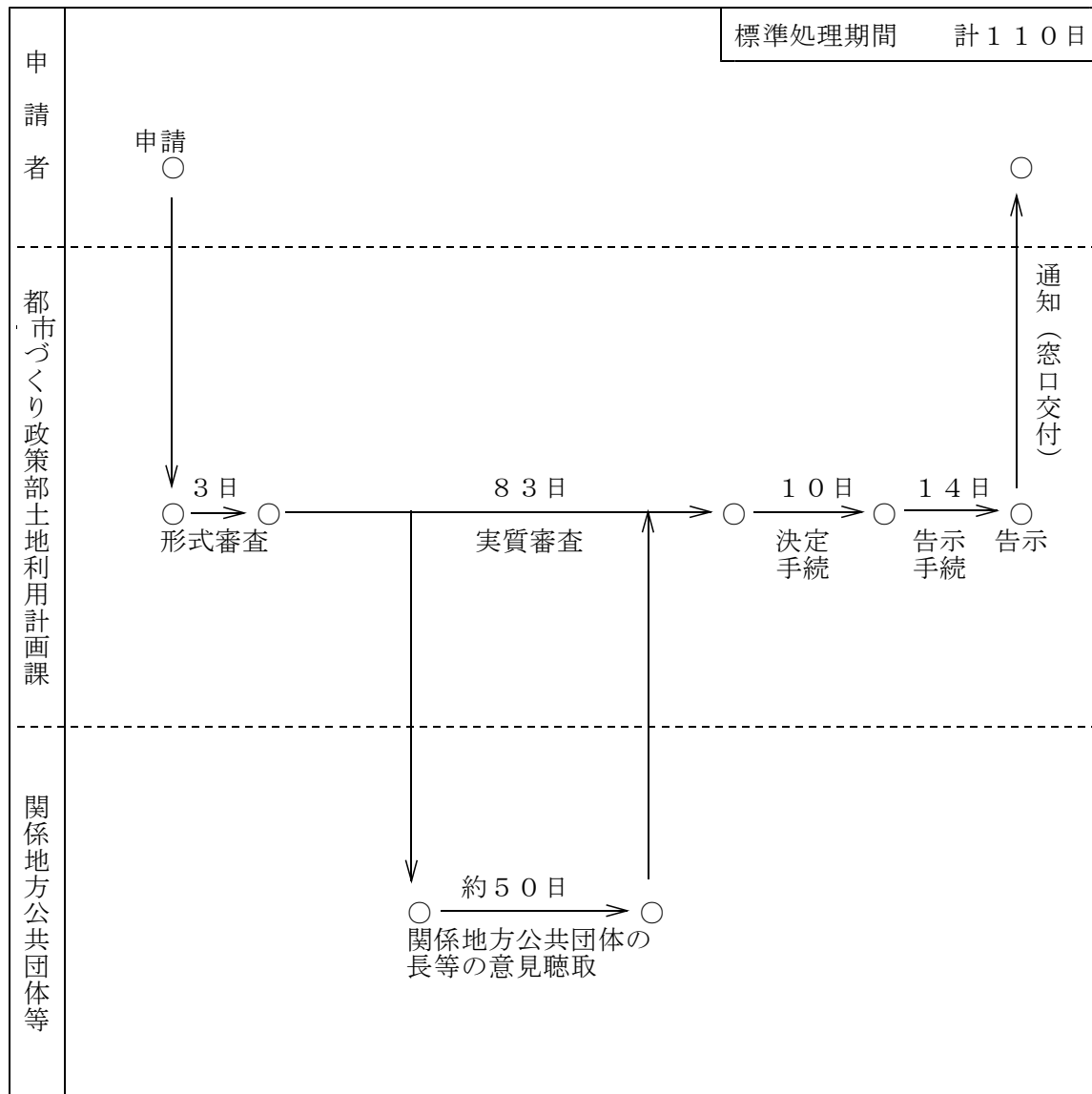
事務名 民間事業者が行う都市計画事業の認可  
(一団地の官公庁施設及び地域冷暖房施設に限る。)

作成部署 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課土地利用係再開発等促進区担当

電話 30-266

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第60条による申請書と添付図書がそろい、記載漏れがないかどうかを審査します。
2	実質審査	提出された図書について、事業の公益性及び内容、申請者の資力信用等を審査します。
3	関係地方公共団体の長等の意見聴取	法59条第5項に基づき意見を聴取します(必要に応じて第6項に基づく意見聴取も行います)。
4	決定手続	認可の諾否について都市整備局長が決定します。
5	告示手続	法62条第1項に基づく告示について、事案決定手続を行います。
6	告示	法62条第1項に基づき、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間等を告示します。
7	通知	申請者に通知します。